

2025 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社バンダイナムコホールディングス
代 表 者 名 代表取締役社長 浅 古 有 寿
(コード番号 7832 東証プライム市場)
問 合 せ 先 執行役員 CFO 辻 隆 志
(TEL：03-6634-8800)

業績条件付株式報酬制度の決定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下、「対象取締役」といいます。）を対象に、新たな業績条件付株式報酬制度を適用することを決議いたしました。

具体的には、2025年4月にスタートした「バンダイナムコグループ中期計画（2025年4月～2028年3月）」（以下、「本中期計画」といいます。）に対応させる形で、1事業年度につき140,000株に交付時株価（後記2.（2）（※3）において定義する交付時株価をいいます。以下、「交付時株価」といいます。）を乗じた額を上限として当社普通株式を交付するための金銭報酬債権および金銭を支給する制度（以下、「本制度」といいます。）を決定するもので、本制度に関する議案「取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）を対象とする業績条件付株式報酬制度の決定の件」を、2025年6月23日開催予定の当社第20回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

上記に関する取締役会での決議は、委員の過半数が独立社外取締役から構成され、委員長を独立社外取締役とする任意の諮問機関である人事報酬委員会での審議結果を踏まえたうえで行なっております。

記

1. 本決定の目的等

当社は、2022年6月20日開催の当社第17回定時株主総会において、対象取締役に対して、「バンダイナムコグループ中期計画（2022年4月～2025年3月）」に対応させる形で、1事業年度につき45,000株（なお、2023年4月1日付で当社普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っており、当該株式分割の反映後は135,000株）に交付時株価を乗じた額を上限として当社普通株式を交付するための金銭報酬債権および金銭を支給する制度（以下、「現行制度」といいます。）につきご承認をいただいております。

この度、2025年4月よりスタートした本中期計画のもと、株主の皆さまとの価値共有をはかり、中長期での持続的な企業価値の向上を促していくことを目的として、業績条件付株式報酬として支給する金銭報酬債権および金銭の総額を上記目的を踏まえ相当と考えられる金額として、本株主総会の議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬限度額の改定の件」としてご承認をお願いする報酬等の額（1事業年度につき12億円以内）とは別枠で、1事業年度につき140,000株に交付時株価を乗じた額を上限として設定いたしたく存じます。なお、本制度においては、後述のとおり、現行制度における目標業績を引き上げ、その達成時の支給水準等を見直しております。

本制度は、対象取締役の役割等に応じて、あらかじめ設定した基準株式ユニット数を基礎とし、本中期計画期間における各事業年度（以下、「評価対象事業年度」といいます。）における当社連結営業利益の目標達成状況に応じて確定した支給株式ユニット数に応じた、当社普通株式および金銭が対象取締役に交付または支給される仕組みです。支給株式ユニット数は業績結果によってのみ確定し、連結営業利益が1,000億円以上となった場合にのみ支給され、その後、連結営業利益が2,000億円（本中期計画の最終事業年度目標）に達するまで支給株式ユニット数が逡増する設計といたします。かかる設計とすることで、株価の変動をストレートに報酬に反映していくことが可能となります。また、支給の有無および支給株式ユニット数は、評価対象事業年度ごとの業績結果に基づき判定いたします。ただし、上記にかかわらず、当社取締役が、当社グループの事業統括会社である株式会社バンダイ（以下、「BC社」といいます。）、株式会社バンダイナムコエンターテインメント（以下、「BNE社」といいます。）、株式会社バンダイナムコフィルムワークス（以下、「BNF社」といいます。）および株式会社バンダイナムコエクスペリエンス（以下、「BNXP社」といいます。）の4社の代表取締役社長を兼任する場合は、当該兼任する会社において担当する事業の評価対象事業年度における営業利益が赤字であった場合、業績条件付株式報酬は支給されないものといたします。

また、現行制度と同様に、本制度により交付する当社普通株式については、取締役等在任中における株主の皆さまとの価値共有を継続的に担保するため、取締役等在任中の売却を制限し、退任時まで継続的に保有するものといたします。そのため、対象取締役への当社普通株式の交付時に生じる納税資金への充当を可能にすべく、確定した支給株式ユニット数の一部については、交付時株価で換価した金銭による支給といたします。

なお、本制度の導入は、本制度に関する議案が本株主総会において株主の皆さまのご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の内容

（1）本制度の概要

本制度は、対象取締役に対して、評価対象事業年度ごとに、連結営業利益の目標達成度に応じて、当社普通株式（※）および金銭（以下、「当社株式等」といいます。）を交付または支給する制度です。連結営業利益が1,000億円以上となった場合にのみ当社株式等が交付または支給され、連結営業利益の実績に応じて支給率が逡増しますが、本中期計画の最終事業年度目標値である2,000億円に達した場合に支給率が支給上限の100%となるものとします（ただし、支給率の計算において小数点第二位以下の端数が生じた場合は切上げとなります。）。

（※）本制度における当社普通株式の交付の方法

当社は、対象取締役に対して、報酬として金銭報酬債権を支給し、対象取締役が当該金銭報酬債権を現物出資財産として払い込むことにより、当社普通株式の交付を受けることとなります。

ただし、対象取締役が日本非居住者の場合は、当社普通株式の交付に代えて、確定した株式ユニット数の全部を交付時株価で換価した金額が金銭で支給されることとなります。

（2）対象取締役に対して交付または支給する当社株式等の数ならびに当社株式等の総額の算定方法

対象取締役について、あらかじめ定められた基準株式ユニット数を算定の基礎とし、以下の算式に

に基づき、評価対象事業年度における当社連結営業利益の額に応じて交付または支給する当社普通株式の数と金銭の額を算定します。

①対象取締役各人に交付する当社普通株式の数

支給株式ユニット数×50%（ただし、100 未満の端数が生じた場合は切り上げ）

（注 1） 支給株式ユニット数＝あらかじめ定められた基準株式ユニット数（※ 1）×評価対象事業年度に係る当社連結営業利益に応じた割合（支給率）（※ 2）（ただし、100 未満の端数が生じた場合は切り捨て）

（注 2） 実際に対象取締役に支給されるのは、（1）（※）のとおり、当社普通株式の交付に際して現物出資財産として払い込むための、上記当社普通株式の数に交付時株価（※ 3）を乗じた額に相当する金銭報酬債権となります。

②対象取締役各人に支給する金銭の額

（支給株式ユニット数－上記①で算定される数） × 交付時株価

（※ 1） 対象取締役各人の役割・職責に基づきあらかじめ定めるものとします。

（ご参考） 2026 年 3 月期における対象取締役の基準株式ユニット数は、本株主総会において議案「取締役（監査等委員である取締役を除く）11 名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、下表のとおりとなります。なお、当社取締役が、当社グループの事業統括会社である BC 社、BNE 社、BNF 社および BNXP 社の 4 社の代表取締役社長を兼任する場合は、当該各事業統括会社の代表取締役社長としての基準株式ユニット数を適用します。また、複数の事業統括会社の代表取締役社長を兼任する場合は、対応する基準株式ユニット数のうちいずれか最も高い数を適用します。これらの兼任が生ずる場合においては、あらかじめ定めたところにしたがい、当該兼任が生じている各事業統括会社が当該対象取締役に対して、報酬として金銭報酬債権および金銭を支給します。

ただし、当該各事業統括会社の代表取締役社長を兼任する当社取締役は、当該兼任する会社において担当する事業の評価対象事業年度における営業利益が赤字であった場合、当該兼任する会社から業績条件付株式報酬としての金銭報酬債権および金銭の支給を受けられないものといたします。

（基準株式ユニット数）

	当社	BC 社	BNE 社	BNF 社	BNXP 社
代表取締役社長	35,000	28,000	24,500	19,200	17,500
取締役会長	28,000	—	—	—	—
取締役副社長	28,000	—	—	—	—
取締役	14,000	—	—	—	—

（※ 2） 連結営業利益が 1,000 億円に達しない場合は支給しないこととし、連結営業利益が 2,000 億円以上の場合に 100%支給されるものとします。具体的な支給率の決定方法は以下のとおりです。ただし、各事業統括会社の代表取締役社長を兼任する当社取締役は、当該兼任する会社におい

て担当する事業の評価対象事業年度における営業利益が赤字であった場合、業績条件付株式報酬は支給されないこととなります。

連結営業利益	支給率
1,000 億円未満	0%
1,000 億円以上 2,000 億円未満	$[100 \times 1/2 + \{(\text{連結営業利益の額 (億円)} - 1,000 \text{ 億円}) \div 1 \text{ 億円} \div 10\} \times 1/2] \%$ (ただし、小数点第二位以下の端数が生じた場合は切上げ)
2,000 億円以上	100%

(※ 3) 交付時株価とは、後記 (3) に定める各評価対象事業年度に係る定時株主総会の日から 2 ヶ月以内に本制度に係る当社普通株式の交付のために開催される、取締役会決議日の前営業日時点での東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とします。

評価対象事業年度の 1 事業年度における金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）および金銭の総額は、140,000 株に交付時株価を乗じた額を上限とします。このうち、対象取締役が実際に交付を受ける当社普通株式の総数の上限は、70,000 株（発行済株式総数の 0.01%）以内とします。ただし、本株主総会の終結時以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含みます。以下株式分割の記載につき同じです。）または株式併合を行う場合には、次の算式により上記の株式数の調整を行い、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てることとします。

調整後の株式数 = 調整前の株式数 × 株式分割または株式併合の比率

(3) 対象取締役に対する当社株式等の交付または支給の要件

本制度においては、評価対象事業年度が終了し、対象取締役が以下の要件を満たした場合に当社株式等を交付または支給するものとします。

交付または支給する当社株式等の数については、評価対象事業年度に係る定時株主総会から 2 ヶ月以内に開催される本制度に係る当社普通株式の交付のための取締役会で決定するものとします。

①評価対象事業年度末まで取締役等として在任したこと

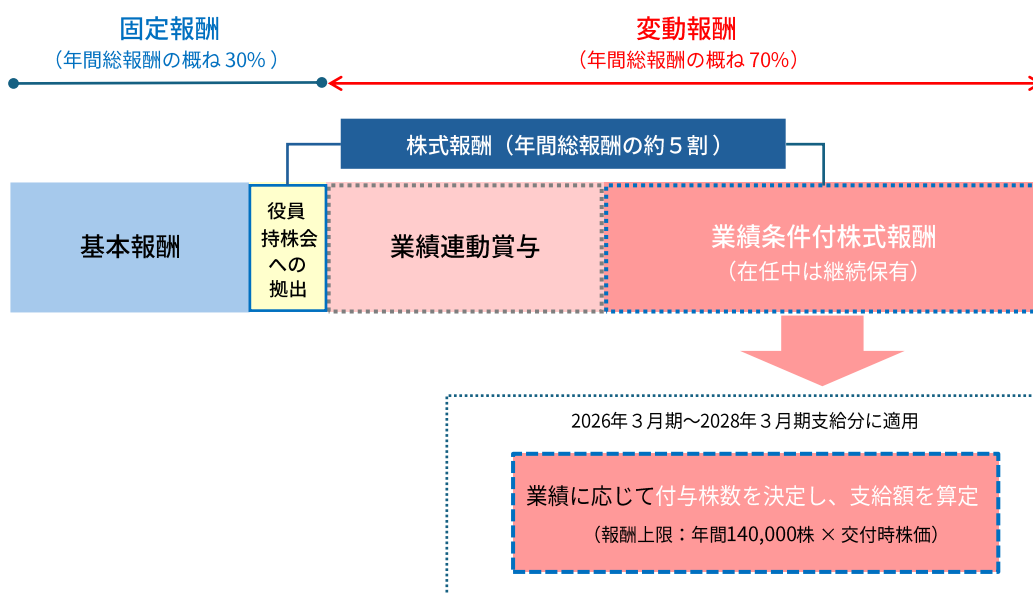
②一定の非違行為がなかったこと

③取締役会が定めたその他必要と認められる要件

(ご参考) 当社は、当社グループの事業統括会社である BC 社、BNE 社、BNF 社および BNXP 社の 4 社ならびに、株式会社 BANDAI SPIRITS および株式会社バンダイナムコミュージックライヴの業務執行取締役のうち、当社取締役を兼任しない者（以下、「対象子会社取締役」といいます。）についても、本制度と同様の業績条件付株式報酬制度の対象とし、本株主総会における議案を原案どおりご承認いただくことを条件として、同様の内容の当社株式等を交付または支給することとし、その算定方法も上記 (2) と同内容といたします。なお、上記以外の当社の国内グループ会社の業務執行取締役（以下、対象子会社取締役とあわせて「対象子会社取締役等」といいます。）に対しては、事業年度ごとにグループ連結営業利益の基準値を達成した際に、予め定めた株式ユニット数の当社株式または金銭を交付または支給する制度を導入いたします。対象子会社取締役等に対して支給する評価対象事業年度の 1

事業年度における金銭報酬債権（当社普通株式の払込みに係る現物出資財産）および金銭の総額は、320,600 株に交付時株価を乗じた額を上限とします（なお、対象取締役に対して支給する分とあわせると、460,600 株に交付時株価を乗じた額が合計の上限となります。）。また、対象子会社取締役等が実際に交付を受ける当社普通株式の総数の上限は、1 事業年度につき 160,300 株（発行済株式総数の 0.02%）以内とします（なお、対象取締役に対して交付する分とあわせると、合計 230,300 株（発行済株式総数の 0.04%）以内となります。）。ただし、本株主総会の終結時以降、当社が、当社普通株式の株式分割または株式併合を行う場合には、上記（2）と同様の算式等により調整を行います。

（ご参考）当社の取締役報酬（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）の全体像につきましては、下図をご参照ください。



以 上